違反是正支援センター

警告、命令、及び告発要領

~ 消防法第17条の4 ~



本CDは、立入検査時に確知した違反 事実に対して、関係者との対応、署内打 合せなどの実務的事項を踏まえて、警告 から命令を発出し、さらに、関係機関協 議の上で、告発を実施する際の留意事項 など違反処理で必要とされるAからZま でが「映像」で物語風に収録されていま す。

立入検査時に違反事項を結果 通知書により指摘し、回収指導 しても、関係者によっては指導 に従わない者もいる。法令違反 による防火対象物の公共危険性 を放置することなく、積極的に 違反処理をすることとなります。 その際、警告の要領、さらには、 命令に至る実務上の事務処理事 項などについて、映像が示して います。また、告発する際の留 意点も述べられています。 消防法上の命令は、行政庁としての市町村長、消防長又は消防需長などの命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者 (主として関係者) に対し、具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について、義務を課す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、 間接的にその履行を強制している。 命令書の作成 次の事項を記載する 各命令規定を確認すること。(「命令要件一覧」参照) 命令の客体 **命令の客体(名あて人)は、例えば、「権原を有する関係者」、「管理について権原を有する者」、「所有者、管理者又は占有者」、「関係** 者で権原を有するもの」など、法の命令規定に定められた履行義務者である。したがって、命令の履行義務者が誰であるかを具体的な について十分検討したうえで名あて人を特定する必要がある。 命令内容が実現不可能であったり、不明確であってはならない、法令の規制範囲を逸脱しないこと。 命令 (不利益処分) の理由 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない。 履行期限 展行期限の設定は、警告の場合と同様に、当該命令事項の履行までに要する社会通念上及び火災予防上の見地から妥当な期間を決定する。 ① 不服申立てに関する数示 命令書によって命令を発動する場合、又は利害関係人から数示を求められた場合は、行政不服審査法第57条第1項及び第2項に定める ところにより、不服中立てができる旨並びに不服中立てをすべき行政庁及び不服中立てができる期間を教示しなければならない

映像を通して、自分が執行する際の場面に応じたイメージ・ トレーニングをしてください。

[注:このCDは、平成18年3月に作成しており、資料等の 一部に現行法令に改正されていない項目がいくつかあ りますので、注意してください。また、映像は、建物の 対象物の違反等全て仮想で、出演者は俳優に依頼して演 技として作成されているもので、フィクションです。

告発書の記載事項 一被告発人 一罪名 一適用法条 一犯罪の事実 一証拠となるべき資料 一犯罪の情状 一参考事項 一意見